

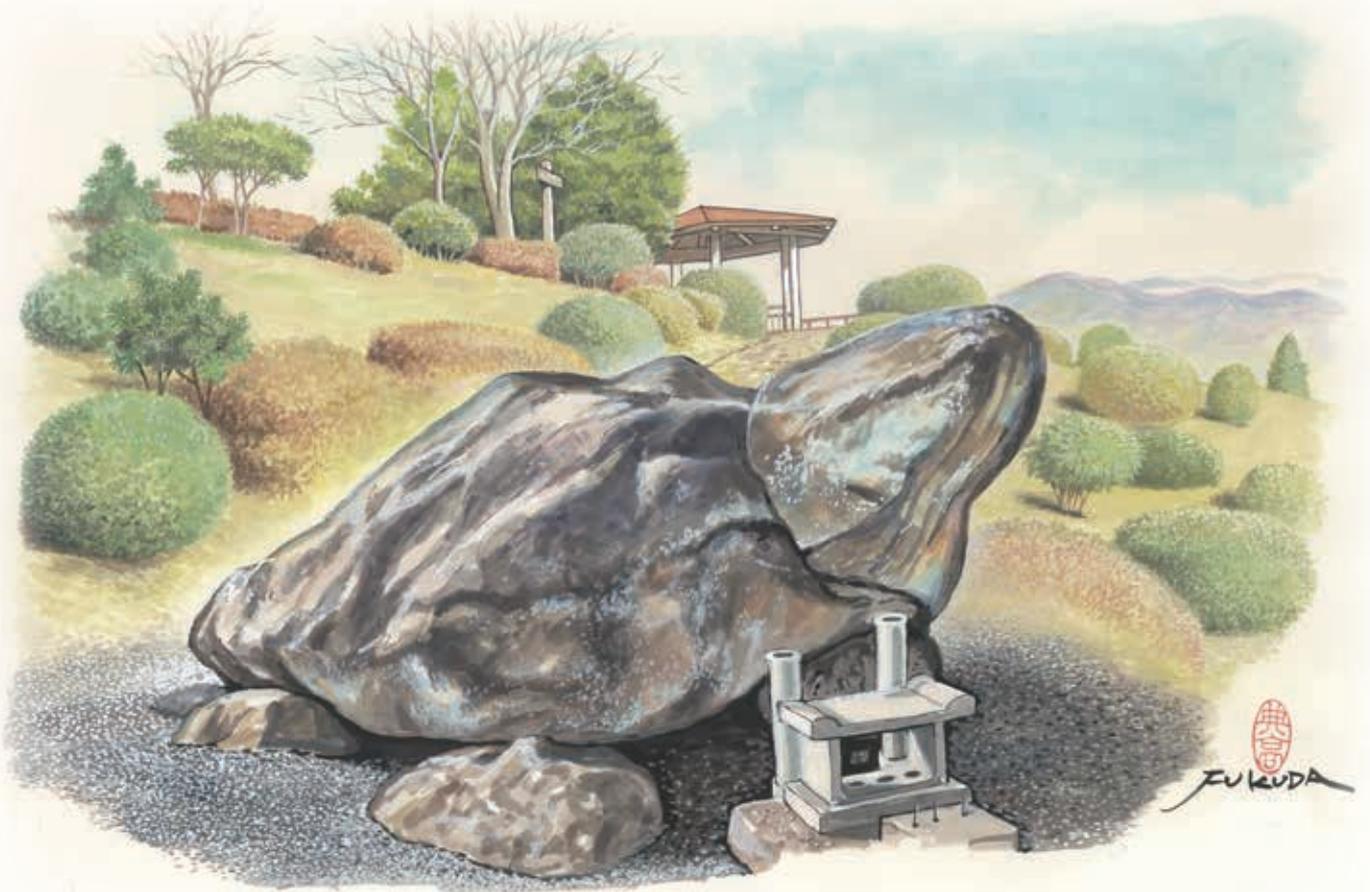
社会保険 とっとり

vol.587

2020
3

今月の記事

- 健康保険・厚生年金の手続き
- 失業給付と年金との調整
- 令和2年度の健康保険料率は変更となります
- 皆さまの取り組みで健康保険料率が変わる!
- 協会けんぽ鳥取支部は移転いたします
- 教授の「職場の健康づくり研究室」
第70回 ～風邪を引き起こすウイルスについて～
- 契約保養施設 利用料補助・優待利用のご案内
- 事業所の名称・所在地等の変更は、社会保険協会にもご連絡を!



中山展望台(亀石) (水彩画6号)
(鳥取県美術家協会会員 福田典高氏)

年金事務所からのお知らせ

【健康保険・厚生年金の手続き】

従業員の採用、転勤、退職したとき

資格取得届

◆資格取得日 常時使用される人^(※)を採用した日

◆提出期限 資格取得日から5日以内

※「常時使用される人」とは、雇用契約書の有無とは関係なく、適用事業所で働き、労務の対価として給料や賃金を受けるという使用関係が常用的であることをいいます。

留意事項

(1) 資格取得届には、被保険者となる従業員のマイナンバーまたは基礎年金番号を記入していただきますが、過去に公的年金制度に加入しており、年金手帳の紛失等により基礎年金番号が記入できない場合は、「年金手帳再交付申請書」を提出してください。

(2) 資格取得届の提出が必要な方について、届出が提出されていないことが後で分かった場合、

(ア) 遡って資格取得届を提出していただくとともに、

(イ) 事実が発生したときに遡って保険料をお支払いいただく

こととなります。

また、対象となる方が老齢厚生年金の受給者である場合、本人の1か月当たりの年金額と総報酬月額相当額^(※)の合計額に応じて年金額の一部または全部が支払停止になることがあります。この場合、本来支給停止が開始されるべき時点に遡って支払の停止が行われるため、既に支払われた年金を返納していただくこととなりますので、届出漏れがないよう十分ご注意くださいようお願いいたします。

※事業所から支払われる給与および賞与の金額に基づいて決定される額

資格喪失届

◆資格喪失日 転勤等の場合は異動した日、退職の場合は退職日の翌日が資格喪失年月日となります。

◆提出期限 資格喪失日から5日以内

◆健康保険被保険者証の返納

資格喪失届に退職者及び被扶養者全員の保険証を添付してください(高齢受給者証や特定疾病療養受療証・限度額適用認定証の交付を受けている場合は併せて添付してください)。

紛失等により返納できない場合は、資格喪失届にその理由を付記するか、または「健康保険被保険者証回収不能届」を添付してください。

被扶養者が就職したとき

被扶養者届

被扶養者が就職し健康保険の被保険者となった場合は、就職日をもって被扶養者から除くことになるため、被扶養者(異動)届に該当者の保険証を添付して提出してください。

また、短時間の労働などで健康保険の被保険者にならない場合であっても、収入が被扶養者として認められる基準に該当しなくなった場合にも被扶養者から除くことになるため同様に提出してください。

[失業給付と年金との調整]

65歳になるまでの老齢厚生年金(特別支給の老齢厚生年金を含みます)や退職共済年金(以下、「年金」といいます)は、ハローワークで求職の申込みをしたときは、実際に失業給付^(※1)を受けたかどうかには関係なく、一定のあいだ加給年金額も含めて年金の全額が支給停止されます。

※1 失業給付…雇用保険法の基本手当(船員保険法の失業保険金も同様に調整の対象となります)



調整の基本的な仕組み

年金が支給停止される期間(これを「調整対象期間」といいます)は、求職の申込みをした月の翌月から失業給付の受給期間が経過した月^(※2)または所定給付日数を受け終わった月^(※3)までです。

ただし、調整対象期間中に失業給付を受けなかったときの、その月分の年金のお支払いや、失業給付の受給期間が経過したときの年金のお支払い開始は、約3カ月後となります。

※2 受給期間が経過した月………受給期間満了日の翌日が属する月

※3 所定給付日数を受け終わった月…最後の失業認定日が属する月

失業給付と年金との調整の例

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
失業給付			受給 6月分	受給 7月分	受給 8月分	受給なし ^(※4) 9月分	受給 10月分	受給 11月分			
			▼5月20日 求職の申込み					▼11月25日 受給期間経過または所定給付日数満了			
年金	支給 4月分	支給 5月分	支給停止 6月分	支給停止 7月分	支給停止 8月分	支給 9月分	支給停止 10月分	支給停止 11月分	支給 12月分	支給 1月分	
年金の支払			4・5月分支払					9月分支払			12・1月分支払

※4 ハローワークで失業認定を受けなかったため、9月に失業給付を受給しなかった事例

共済組合等が支給する老齢厚生年金については、支払時期が異なることがあります。

お問合せ先

鳥取年金事務所

鳥取市扇町176
電話 0857-27-8311

倉吉年金事務所

倉吉市山根619-1
電話 0858-26-5311

米子年金事務所

米子市西福原2-1-34
電話 0859-34-6111

協会けんぽ鳥取支部からのお知らせ

令和2年度
(4月納付分)

健康保険料率は変更となります

令和2年2月分(3月納付分)まで

令和2年3月分(4月納付分)から
(任意継続被保険者の方は令和2年4月分から)

健康保険料率	10.00%	引き下げ	9.99%
介護保険料率	1.73%	引き上げ	1.79%

※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。
※変更後の健康保険料率と介護保険料率は、3月分(4月納付分)から適用されます。



皆さまの取り組みで健康保険料率が変わる! インセンティブ制度 ~最新データ~

インセンティブ制度とは

平成30年度より健康保険料率決定の新たな仕組みとしてインセンティブ制度が導入されています。このたび、平成30年度の実績データの集計結果(確定値)が出ましたのでお知らせします。

加入者の皆さまの取り組みが、評価指標に基づき支部ごとに評価され、上位23支部に入れば、得点数に応じてインセンティブ(報奨金)が付与されます。これが、翌々年度の都道府県ごとの健康保険料率に反映する仕組みです。

①特定健診等の実施率	②特定保健指導の実施率	③特定保健指導対象者の減少率	④要治療者の医療機関受診率	⑤ジェネリック医薬品の使用割合	総合順位(47支部)
46位 ↘ 51.1%(-1.6%)	12位 ↗ 25.2%(+4.4%)	21位 ↗ 33.1%(+2.9%)	44位 ↘ 10.0%(-0.2%)	17位 ↘ 76.1%(+5.1%)	29位

矢印は対前年度順位、()内は対前年度比

平成30年度の結果、残念ながら鳥取支部は上位23支部に入らず、インセンティブ(報奨金)の付与対象とはなりません。そのため、令和2年度の健康保険料率はインセンティブによる減額はありません。なお、インセンティブ制度は引き続き実施されていますので、今後も健康づくりの取り組みにご協力をお願いします。

健康保険料率を下げるために

- ①協会けんぽの生活習慣病予防健診、特定健診を受診してください。
- ②健診結果で生活改善が必要と判定されたら、協会けんぽの特定保健指導をご利用ください。
- ③特定保健指導は保健師の指示に従い、最後まで中断することなく続けてください。
- ④健診の結果、治療が必要と判定を受けたら、必ず医療機関を受診してください。
- ⑤お薬が処方される場合、ジェネリック医薬品の使用について医師や薬剤師にご相談ください。



令和2年
5月

協会けんぽ鳥取支部は移転いたします

現所在地での業務は、令和2年5月21日(木)までとなります。
移転作業のため、令和2年5月22日(金)は休業させていただきますこととなります。
ご迷惑をおかけすることとは存じますが、なにとぞご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【移転後所在地】〒680-8560 鳥取市今町2丁目112番地 アクティ日ノ丸 総本社ビル 5階
【移転先での業務開始日】令和2年5月25日(月) 午前8:30~

健康保険委員にご登録いただければ健康保険の手続きを詳しく解説した冊子をお送りしています。登録方法については企画総務グループ(0857-25-0051)まで!

お問合せ先

全国健康保険協会鳥取支部
企画総務グループ
電話 0857-25-0051
FAX 0857-25-0060

〒680-8560
鳥取市扇町58
ナカヤビル

各種申請書はこちらからダウンロードできます!

協会けんぽ 鳥取 検索
<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>



第70回 風邪を引き起こすウイルスについて

▼かぜとは？

かぜ(感冒)は、医学的には「かぜ症候群」と呼び、鼻からのどまでの気道(空気の通り道)(上気道)の急性の炎症による一連の症状がでる病気です。時に、この炎症が下気道(気管、気管支、肺)にまで広がります。かぜ症状群の原因微生物は、80~90%がウイルスといわれています。一部細菌によるものもあります。

▼細菌とウイルスの違い

細菌は栄養源があれば自分と同じ細菌を複製して増える単細胞生物で、一部が人の体に侵入して病気を起こします。食品をつくるのに役立つ細菌もあります。抗生剤や抗生物質(抗菌薬)といった薬は、細菌を退治するものです。ウイルスは、細菌の50分の1程度のさらに小さなもので、細胞の構造を持っていないので、自分で増えれず、他の細胞に入り込んで増えます。人間の体にウイルスが入ると、ヒトの細胞に自分のコピーを作らせ、細胞が破裂して多くのウイルスが飛び出し、ほかの細胞に入り増えていきます。ウイルスは大きさや仕組みが細菌と異なるので抗菌薬は効きません。一部の病気には、抗ウイルス薬ができています。

▼かぜを起こすウイルス

かぜ症候群を起こす原因ウイルスは、ライノウイルス、コロナウイルスが多く、RSウイルス、パラインフルエンザウイルス、アデノウイルスなどが続きます。インフルエンザ(流行性感冒)は、かぜ症候群と異なる病気に分類されているが、初期症状はそっくりです。インフルエンザはインフルエンザウイルスによって起きる病気で、A型・B型は感染力が強く、毎年大きな流行を起こします。季節性インフルエンザともいいます。

▼かぜの症状と診断方法

かぜ症候群はインフルエンザほど、強い症状はではありません。かぜ症候群は、患者のくしゃみなどで飛散する飛沫(ひまつ)を介して病原体が、気道内に入って気道粘膜に付着し、増殖して起きます。自覚症状として鼻症状(鼻水、鼻づまり)、咽頭症状(咽頭痛)が主体で、発熱、頭痛、全身倦怠感などがあります。下気道まで炎症が及ぶと下気道症状(せき、たん)が出ます。診断方法は、咽頭ぬぐい液などからウイルスを直接に分離同定するか、初診時と2週間後位の血液検査で抗体価を測ります。普通は、この検査はせず、症状、身体所見だけで診断します。

▼コロナウイルスとは？

かぜ症候群の10~15%はコロナウイルスにより起こるとされます(流行期は35%位)。これを電子顕微鏡で観察すると、球形で、表面には突起が見られ、王冠(クラウン)に似た形なので、ギリシャ語で王冠を意味するコロナと名付けられたそうです。かぜを起こす4種類のコロナウイルスが確認されています。冬季に流行のピークが見られ、ほとんどの子供は6歳までに感染を経験します。時にウイルスの突然変異により病原性の強いコロナウイルスが発生します。2002年に発生し、2003年に世界中で流行した、重症急性呼吸器症候群(SARS:サーズ)と2012年に発見され、いまでも世界的に発生がみられる(MERS:マーズ)、2020年に世界的に大流行している新型コロナウイルス肺炎(2020年2月COVID-19と命名)は、いずれもコロナウイルスの変異型です。肺炎により多くの死者がでました。

SARSは、コウモリのコロナウイルスがヒトに感染して重症肺炎を引き起こすようになったと言われていて、中国広東省で発生し、WHOの報告によると疑い例を含むSARS患者は8,069人、うち775人が重症の肺炎で死亡した(致死率9.6%)そうです。ヒトからヒトへの伝播は市中において咳や飛沫を介して起こりました。死亡した人の多くは高齢者や、心臓病、糖尿病等の基礎疾患を持っていた人でした。MERSは、ヒトコブラクダから感染したものです。最初の患者は、サウジアラビアで発見され、2019年11月末時点で27カ国から2,494人の感染者が報告され、858人が死亡した(致死率34.4%)とされますが、中東には、多くの感染症が未報告のままにいる・いたと考えられています。大多数はウイルスに感染しても軽い呼吸器症状あるいは不顕性感染で済んでいるといわれ、高齢者や基礎疾患(糖尿病、慢性心・肺・腎疾患)をもつ人に感染した場合にのみ重症化するといえます。

今回の新型肺炎はどこまで広がるのでしょうか。



鳥取大学医学部
環境予防医学分野
教授

尾崎 米厚
(おさき よねあつ)



(一財)鳥取県社会保険協会からのお知らせ

電話 0857-27-1859 FAX 0857-30-7133

ホームページ

鳥取県社会保険協会

契約保養施設 利用料補助・ 優待利用のご案内

鳥取県社会保険協会では、会員事業所(協会費を納付されている事業所に限ります。)の被保険者とその被扶養者が契約保養施設を利用した場合、宿泊料等の一部補助及び優待利用を行っています。
詳細につきましては、当協会ホームページ内の「契約保養施設利用補助」及び「契約保養施設優待利用」をご覧ください。

→ 利用料補助施設

施設名	所在地	電話番号
氷ノ山高原の宿 氷太くん	鳥取県八頭郡若桜町つくよね	0858-82-1111
国民宿舎 ブランナールみささ	鳥取県東伯郡三朝町三朝	0858-43-2211
鳥取県市町村職員共済組合 溪泉閣	鳥取県東伯郡三朝町山田	0858-43-0828
国民宿舎 水明荘	鳥取県東伯郡湯梨浜町旭	0858-32-0411
ホテルウェルネスほうき路	鳥取県米子市皆生新田	0859-23-2880
ホテル大山しろがね	鳥取県西伯郡大山町大山	0859-52-2211
但馬牧場公園まきばの宿	兵庫県美方郡新温泉町丹土	0796-92-1005

※宿泊利用者1人につき1,500円を補助(1年度に1事業所10名以内)。
利用申込書はホームページの「契約保養施設利用料補助」から印刷してください。

→ 優待利用施設

- 船員保険会【4施設】
- ホテル法華クラブグループ【17施設】
- 高輪・品川プリンスホテルグループ【4施設】
- プリンスホテルご優待プラン
(全国のプリンスホテル・スキー場・ゴルフ場等)
- 湯快リゾートグループ【29施設】
- ダイワロイヤルホテル【27施設】
- かんぼの宿【50施設】
- HMIホテルグループ【53施設】
- その他【宿泊施設8施設・日帰り施設9施設】

※施設により優待内容、利用方法等が相違します。「施設利用会員証」の交付が必要です。交付申請書はホームページの「契約保養施設優待利用」から印刷してください。

事業主の皆様へ

事業所の名称・所在地等の変更は、社会保険協会にもご連絡を!

事業所の名称・所在地等を変更された際には、社会保険協会にもご連絡をお願いします。
広報紙「社会保険とっとり」や各種ご案内をお送りする際に、事業所の名称や所在地の変更などにより、お送り出来ない場合がございます。

お手数をおかけしますが、変更の際は管轄の年金事務所への手続きとともに、当協会にもご連絡くださいますようお願い致します。

FAX 0857-30-7133

事業所変更届

	変更前	変更後(該当欄を記入)
事業所名称		
所在地	〒	〒
電話番号		